

2014年11月28日

各位

株式会社カネボウ化粧品

本年6月に公表した「後遺症慰謝料相当の補償」の実施について

弊社が製造・販売いたしましたロドデノール配合製品をご使用されたお客さまに白斑様症状が発症している件につきまして、発症されたお客さま、ご家族をはじめ、多くの皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

弊社は、完治まで責任を持って対応させていただく、という基本方針の下、発症されたお客さまには、医療費・交通費、精神的慰謝料、休業補償等の補償を行うとともに、日常生活のサポート等に全力を挙げて取り組んでおります。併せて、関係省庁や日本皮膚科学会への情報提供等を通じ原因究明・治療方法の確立に努めており、今後もこの方針は変わりません。

今般、これらの取り組みの一環として、治療が長期化しかつ広範囲にわたって白斑様症状を発症されているお客さま約4,500人を改めて訪問しました。その結果は下記※1に記載の通りですが、お客さまの症状やご回復状況等はさまざまであり、弊社の補償対応につきましても種々のご要望をいただきました。

これらのご要望を踏まえまして、長期にわたって回復傾向が見られないお客さまへの補償内容を検討いたしました結果、一定の時点においても症状が回復していないことに対する補償として、後遺症慰謝料相当の補償(※2)を実施することとさせていただきます。ご希望されるお客さまには、労災基準・裁判基準に基づいて補償させていただきます。本年12月より、現在においてもお顔に大きく白斑様症状を発症されているお客さまからご案内をさせていただき、2015年7月からは症状が残っておられるすべてのお客さまに順次ご案内させていただきます。

弊社は、上記補償を実施した後も、新たに有効な治療方法が確立された場合にはお客さまにお知らせするなど、症状の回復に向けて引き続き誠心誠意取り組んでまいります。

皆さまにおかれましては、弊社のこのような取り組みに何卒ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

(ご参考) 本年6月の公表内容

<https://www.kanebo-cosmetics.jp/content/dam/sites/kanebo/www-kanebo-cosmetics-jp/information/pdf/20140626-01.pdf>

以上

※1 お客さま約 4,500 人を訪問いたしました結果、回復のご様子については次のような状況であることを確認いたしました。

明らかな回復傾向が見られる方：41.2%

緩やかな回復傾向にある方：52.4%

発症時と比べて症状にあまり変化が見られない方：6.4%

※2 後遺症慰謝料相当の補償は、あくまでもお客さまのご負担やご要望を踏まえた弊社の補償上の対応のひとつであり、弊社として、白斑様症状が今後回復しないことを想定しているものではありません。症状が回復していないこと等の判断は、原則として医師の診断を基準に判定させていただきます。また、後遺症慰謝料相当の補償は、労災基準・裁判基準に基づき、発症部位や症状の大きさ、濃淡、回復傾向の有無等を考慮して金額を決定させていただきます。なお、後遺症慰謝料相当の補償をお受け取りになったお客さまにつきましては、弊社の補償に関する対応は終了とさせていただきますが、新たに有効な治療方法が確立された場合の情報提供等は継続いたします。